

# 固定資産税・都市計画税

## 課税明細は大切に

固定資産課税資産明細書は、納税通知書（4月上旬発送）にとじ込んで送ります。明細書には土地や家屋の物件ごとの所在地・評価額・税相当額などの課税内容を記載しています。

令和4年分の所得税などの確定申告時に、事業の経費などの資料として使用できます。

## 令和3年度の土地の価格に対する審査申出の特例

令和3年度の固定資産税・都市計画税（土地）では、土地の価格が上がっても税額を据え置く特別な措置がとられました。この措置の対象となった土地に限り、令和3年度の価格について審査の申出をすることができます。

●**審査申出期間** 4月1日（金）から令和3年度の納税通知書を受け取った日後15カ月を経過する日まで

## 縦覧

納税者は、縦覧期間に限り、自分が所有する土地や家屋の評価額と比較するため、縦覧帳簿に記載されている他の土地や家屋の評価額を確認できます。

額を確認できます。

●**期間** 4月1日（金）～5月2日（月）  
（土・日曜日、祝日を除く）

●**時間** 午前9時～午後5時

●**会場** 市役所1階 市税課前

●**縦覧帳簿** 市内の土地または家屋の所在地・面積・価格などを記載

●**必要なもの** 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書 など）

※所有者以外は、委任状が必要。所有者が法人の場合は、法人名、法人の印鑑による委任状が必要。

## 課税台帳の閲覧

課税台帳は、1年を通して閲覧できます。閲覧できるのは、所有者、権利関係を示す書面を提示した借地人・借家人および所有者からの委任状を持った代理人です。

## 土地・家屋の用途変更、または家屋を増築、取り壊した場合は連絡を

固定資産税は毎年1月1日時点の土地や家屋の現況によって課税されます。次のような場合は、税額の計算方法が変わる場合がありますので連絡してください。

- ◇土地・家屋の用途を変更したとき（賃貸駐車場への変更・店舗から住宅・住宅から事務

所・住宅の敷地の拡張 など）  
◇家屋を増築または取り壊したとき

※登記された家屋で、12月末までに法務局で滅失の登記をした場合を除く。

## 問い合わせ先

市税課固定資産税担当  
☎（580）1829

## 古紙などの集団回収を始めませんか

ごみ減量と資源の有効活用を促進を目的とした、古紙等集団回収奨励金交付制度があります。

子ども会やマンションの管理組合などの団体に登録して、古紙などを回収した場合、回収量に応じた奨励金を受け取れます。団体登録は随時受け付けています。

## ●対象となる団体

- ◇市内の区
- ◇シニアクラブ
- ◇社会教育・社会体育関係団体
- ◇共同住宅の自治会 など
- 対象となるもの**
- ◇新聞紙（折り込みチラシを含む）

- ◇雑誌・雑がみ
- ◇ダンボール
- ◇飲料用紙パック（アルミ箔貼りでないもの）
- ◇古布

## ●奨励金 1kgにつき7円

- ◇10t以上、または4回目以降の場合は、1kgにつき1円加算
- ◇新規登録団体は、初年度のみ1kgにつき2円加算
- ◇回収量が前年度実績を超えた団体は、超えた量に対して1kgにつき3円加算

## ●注意事項

「雑がみ」とは、はがき・封筒・お菓子などの紙箱・包装紙・紙袋・トイレットペーパーの芯・ラップやティッシュペーパーの箱・メモ紙・付せん紙などのことです。雑誌の間にはさむか、紙袋に入れたり、ひもで束ねたりして出してください。事業所から出る古紙などは、対象になりません。事業所は、直接、古紙回収業者に引き取りを依頼するか、市の事業所古紙等戸別無料回収制度（電話申込可）を利用してください。

## ●申し込みと問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎（580）1889